

第 90 号議案

大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）
鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
延床面積 6,377.30 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札に付したが落札者がいないため、随意契約とする。
- 3 契約金額 金 31 億 6,800 万円
- 4 契約の相手方 大田区北千束一丁目 11 番 3 号
山田・幸建設工事共同企業体
代表者 大田区北千束一丁目 11 番 3 号
山田建設株式会社
代表取締役 山 田 照
構成員 大田区新蒲田一丁目 6 番 2 号
幸建設株式会社
代表取締役 中 本 晴 邦
- 5 工 期 契約有効の日から令和 10 年 10 月 31 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39

年条例第 5 号) 第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 91 号議案

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設大規模改修工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設大規模改修工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設大規模改修工事
鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 4 階建
延床面積 7,511.56 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 22 億 7,700 万円
- 4 契約の相手方 大田区東嶺町 30 番 17 号
河津・鎗谷建設工事共同企業体
代表者 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河 津 修 平
構成員 大田区中央二丁目 17 番 1 号
株式会社鎗谷工務店
代表取締役 鎗 谷 勉
- 5 工 期 契約有効の日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 92 号議案

大田区役所本庁舎各種改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎各種改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区役所本庁舎各種改修工事
鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 4 階地上 11 階建
延床面積 41,451.09 平方メートル
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 8 億 4,884 万 8,000 円
- 4 契約の相手方 大田区大森北一丁目 33 番 5 号
大田建設業協同組合
代表理事 小林 光 一
- 5 工 期 契約有効の日から令和 12 年 11 月 29 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 93 号議案

大田区役所本庁舎各種改修電気設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎各種改修電気設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区役所本庁舎各種改修電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 22 億 8,250 万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
NAGAOKA・城南建設工事共同企業体
代表者 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
株式会社NAGAOKA
代表取締役 石 渡 裕 子
構成員 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯 收 二
- 5 工 期 契約有効の日から令和 12 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 94 号議案

大田区池上会館受変電設備改修その他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区池上会館受変電設備改修その他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区池上会館受変電設備改修その他工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 9,456 万円
- 4 契約の相手方 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯 收 二
- 5 工 期 契約有効の日から令和 10 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 95 号議案

大田区役所本庁舎照明改修工事（その 1）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎照明改修工事（その 1）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大田区役所本庁舎照明改修工事（その 1） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 2 億 6,647 万 5,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
株式会社 N A G A O K A
代表取締役 石 渡 裕 子 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 10 年 3 月 15 日まで |

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 96 号議案

大田区役所本庁舎照明改修工事（その 2）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎照明改修工事（その 2）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大田区役所本庁舎照明改修工事（その 2） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 2 億 6,070 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯 收 二 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 10 年 3 月 15 日まで |

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 97 号議案

大田区役所本庁舎各種改修機械設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎各種改修機械設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大田区役所本庁舎各種改修機械設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金 8 億 2,500 万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大田区大森北二丁目 3 番 15 号
大田空調衛生協同組合
代表理事 小 國 博 明 |
| 5 | 工 期 | 契約有効の日から令和 12 年 3 月 15 日まで |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 98 号議案

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設昇降機設備改修工事請負契約
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設昇降機設備改修工事請負契約
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか 4 施設昇降機設備改
修工事
昇降機設備改修工事 4 基
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 2 億 350 万円
- 4 契約の相手方 品川区大井一丁目 28 番 1 号
東芝エレベータ株式会社 東京支社
支社長 塩 路 孝 也
- 5 工 期 契約有効の日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 99 号議案

災害対策用簡易トイレの購入について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

災害対策用簡易トイレの購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- | | | | |
|---|--------|---|----------|
| 1 | 購入の目的 | 災害対策用物品の備蓄拡充のため | |
| 2 | 購入する物品 | ワンタッチトイレニード P 型 | 1, 183 組 |
| | | 災害用トイレ処理セット (200 回) | 7, 138 組 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 | |
| 4 | 契約金額 | 金 1 億 9, 103 万 8, 595 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区多摩川一丁目 23 番 19 号
株式会社加美屋
代表取締役 今 村 優 | |
| 6 | 納 期 | 令和 9 年 2 月 26 日 | |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 100 号議案

災害対策用簡易ベッド等の購入について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

災害対策用簡易ベッド等の購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入の目的 | 災害時において、避難者の適切な生活環境を確保するため |
| 2 | 購入する物品 | ワンタッチ式簡易ベッド 3,200台
防災簡易マルチルーム 3,200張 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 契約金額 | 金 1 億 2,615 万 6,800 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区大森北三丁目 34 番 17 号
株式会社 L I F E - A
代表取締役 西 村 優 二 |
| 6 | 納 期 | 令和 9 年 2 月 26 日 |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 101 号議案

災害対策用シャワーの購入について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

災害対策用シャワーの購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- | | | | |
|---|--------|--|-------|
| 1 | 購入の目的 | 災害対策用物品の備蓄拡充のため | |
| 2 | 購入する物品 | 災害備蓄用ポータブルシャワー（水循環型） | 10台 |
| | | フィルターセット | 10セット |
| | | シャワー用バッテリー | 10台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 | |
| 4 | 契約金額 | 金 1 億 1,081 万 4,000 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区大森北三丁目 34 番 17 号
株式会社 L I F E - A
代表取締役 西 村 優 二 | |
| 6 | 納 期 | 令和 9 年 3 月 19 日 | |

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 102 号議案

大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その 1）請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その 1）請負契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額及び工期

2 変更する内容

（1）契約金額

当 初 金 額	金 88 億 8,800 万円
第 1 回変更後金額	金 91 億 4,702 万 3,600 円
第 2 回変更後金額	金 93 億 23 万 7,100 円
今回変更後金額	金 110 億 8,768 万 7,600 円

（2）工 期

当 初 工 期	令和 10 年 3 月 15 日
今回変更後工期	令和 11 年 12 月 28 日

（提案理由）

令和 5 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田第 9 号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その 1）請負契約について、土質調査の結果、掘削底面を地盤改良する必要性が生じたことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、

財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、
この案を提出する。